

松本市告示第284号

松本市市道道路協力団体審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年10月10日

松本市長 菅谷 昭

## 松本市市道道路協力団体審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の21第1号の規定により、市長が市道の道路協力団体（以下「協力団体」という。）の指定に当たり、協力団体を募集する市道（以下「募集道路」という。）及び応募する団体（以下「応募団体」という。）の適正な資格の審査、選考を行うため、松本市市道道路協力団体審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集道路及び応募団体の資格の審査・選考に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国道、県道の道路管理を行う者
- (2) 有識者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部維持課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月10日から施行する。